

新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への定住促進を図ることを目的に、市内の自宅から遠距離にある市外の事業所等（以下「市外事業所等」という。）へ通勤する者（以下「市外遠距離通勤者」という。）に対し、予算の範囲内において新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市外遠距離通勤者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日の属する年度の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）時点において40歳未満の者
- (2) 基準日において市内に住民票を有し、かつ、生活の本拠を置く者又は基準日以降に定住するために転入し、かつ、市内に生活の本拠を置く者（以下「定住予定者」という）
- (3) 市外事業所等へ勤務（契約社員、パート、アルバイトなど、正規職員以外として勤務する場合を含む。以下同じ。）するために自ら通勤する者で、自宅から市外事業所等までの通勤距離が最も効率的かつ経済的な通勤手段及び通勤ルートを利用した場合において、片道50キロメートル以上である者

2 前項第3号に規定する通勤手段については、通勤を行うために利用する交通手段は問わないものとする。ただし、市外事業所等が所有し維持管理を行う車両等を利用して通勤する場合については、補助の対象としない。

(補助対象者)

第3条 この要綱により、奨励金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市外遠距離通勤者であって、本市に引き続き定住する意思を有する者
- (2) 世帯全員が市税等を滞納していない者
- (3) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定に関わらず、公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用を受ける国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける地方公務員をいう。）については、この要綱による奨励金の交付を受けることができない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる基準額から補助対象者が市外事業所等から給付を受ける1月当たりの通勤手当又はそれに相当する給付費等の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を月額とし、1月当たり2万円を限度とする。

- (1) 自家用の原動機付自転車、自動車その他の原動機付交通の用具（以下「自家用

車等」という。)のみを利用して通勤する場合 別表1に掲げる基準額

(2) 公共交通機関等のみを利用して通勤する場合 自宅から市外事業所等までの通勤に係る公共交通機関等の利用に要する定期購入代等経費の1月当たりの額

(3) 自家用車等と公共交通機関等を併用して通勤する場合 別表2に掲げる基準額に公共交通機関等の利用に要する定期購入代等経費の1月当たりの額を加えた額(交付算定期間等)

第5条 各年の1月1日から6月30日まで(以下「前期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「後期」という。)の各期間において10日以上通勤実績を有する月を奨励金の対象として算定し、1回の申請につき6月分を上限として一括交付するものとする。

2 前項の規定において、年の途中で新たに市外事業所等へ勤務を開始した場合は、勤務を開始した月から奨励金の対象として算定し、年の途中で勤務を終了した場合は、勤務を終了した月までを奨励金の対象として算定する。

3 第1項の規定において、補助対象者が年の途中で40歳を迎えた場合は、誕生日の属する月の前月までを交付算定期間とする。また、定住予定者については、転入日(転入者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市に住民登録された日をいう。)の属する月の翌月から交付算定期間の対象とする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、前期又は後期の各期間終了後60日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付が適当であると認められる場合は、新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、交付決定のあった日から起算して20日以内に新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、新見市市外遠距離通勤者定住支援奨励金返還命令書(様式第4号)により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りでない。

(1) 不正な手段により奨励金の交付を受けた事実が判明したとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、速やかに返還しなければならない。

3 市長は、前項の規定により返還を命じた奨励金を、奨励金の交付を受けた者が正当な事由がなく返還期日までに返還しないときは、奨励金の返還期日の翌日から起算して返

還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10.95パーセントを乗じて算定した額を延滞金として加算することができる。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(交付算定対象期間)

2 第5条の規定については、平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間を対象とする。

(有効期限)

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年5月23日告示第90号)

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月11日告示第88号)

この告示は、交付の日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日告示第161号)

この告示は、交付の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

自宅から市外事業所等までの自家用車等による通勤距離(片道)	基準額(1月当たり)
0 km以上50 km未満	0円
50 km以上60 km未満	25,000円
60 km以上70 km未満	30,000円
70 km以上80 km未満	35,000円
80 km以上	40,000円

別表2 (第4条関係)

自宅から市外事業所等までの通勤距離から公共交通機関等による通勤距離を除いた距離(片道)	基準額(1月当たり)
0 km以上10 km未満	0円
10 km以上20 km未満	5,000円
20 km以上30 km未満	10,000円
30 km以上40 km未満	15,000円
40 km以上50 km未満	20,000円
50 km以上60 km未満	25,000円

60 km以上 70 km未満	30,000円
70 km以上 80 km未満	35,000円
80 km以上	40,000円